

『古事記』三三番歌「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」考

藤原 享和

一、はじめに

『古事記』中巻景行天皇条は倭建命と美夜受比売の物語を歌謡を織り交せて以下のとおり記す。

天皇、亦、頻りに倭建命に詔はく、「東の方の十二の道の荒ぶる神とまつろはぬ人等とを言向け和し平げよ」とのりたまひて、吉備臣等が祖、名は御鋤友耳建日子を誦へて遣しし時に、ひひら木の八尋矛を給ひき。

故、命を受けて罷り行きし時に、伊勢大御神の宮に参り入りて、神の朝廷を拜みて、即ち其の姨倭比売命に白さく、「天皇の既に吾を死ねと思ふ所以や、何。西の方の悪しき人等を撃ちて遣して、返り参り上り来し間に、未だ幾ばくの時を経ぬに、軍衆を賜はずして、今更に東の方の十二の道の

『古事記』三三番歌「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」考

悪しき人等を平げに遣しつ。此に因りて思惟ふに、猶吾を既に死ねと思ほし看すぞ」と、患へ泣きて罷りし時に、倭比売命、草那芸劍【草那芸劍】を賜ひ、亦、御囊を賜ひて、詔ひしく、「若し急かなる事有らば、茲の囊の口を解け」とのりたまひき。

(中略)

故爾くして、御合して、其の御刀の草那芸劍【御刀之草那芸劍】を以て、其の美夜受比売の許に置きて、伊服岐能山の神を取りに幸行しき。

A 是に、詔はく、「茲の山の神は、徒手に直に取らむ」とのりたまひて、其の山に騰りし時に、白き猪、山の辺に逢ひき。其の大きき、牛の如し。爾くして、言奉為て詔はく、「是の白き猪と化れるは、其の神の使者ぞ。今殺さずとも、還らむ時に殺さむ」とのり

『古事記』三三番歌「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」考

たまひて、騰り坐しき。是に、大氷雨を零して、倭建命を打ち或はしき。〔此の白き猪と化れるは、其の神の使者に非ずして、其の神の正身に当たれり。言奉せしに因りて惑はさえしぞ〕。故、還り下り坐して、玉倉部の清泉に到りて息ひ坐しし時に、御心、稍く寤めき。故、其の清泉を号けて居寤清泉と謂ふ。

(中略)

此の時に、御心、甚急かなり。爾くして、御歌に曰はく、

嬢子の 床の辺に 我が置きし 剣の大刀 その大刀はや

(三三番歌)

【袁登亮能 登許能弁爾 和賀淤岐斯 都流岐能多知 曾能多

知波夜】

歌ひ竟りて、即ち崩りましき。

## 二、これまでの学説

本稿の目的は、倭建命が崩の直前に詠んだと記される御歌「嬢子の 床の辺に 我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」(『古事記』三三番歌、以下「当該歌」と言う)の表現を考察することにより、『古事記』における当該歌の機能を明らかにすることである。

当該歌の先行注釈には歌の解釈や倭建命の心情を主に述べたもの、歌句の構成音数を問題としたもの、古代英雄の詠として考察したもの

二

③、文芸的効果に言及したものの④、熱田神宮の神体として祭られる霊剣への讃歌にとらえたものがある。また、近年は「大刀を身に帯びた神の巡行」が「倭建命のような英雄神の巡行へと変質」という発想から、当該歌は「妻問いた女性のもとに大刀を忘れてきたという、愚かな(中略)神の失敗譚の一つの場面であったに違いない。」とする斬新な考察も提示されている。⑥

## 三、問題の所在

しかし私は、当該歌に歌われる草那芸剣が「東の方の十二の道の荒ぶる神とまつろはぬ人等とを言向け和し平げよ」という父景行天皇の命を受けた倭建命が出発を前にして伊勢大御神の宮に参拝し同宮で天照大御神に仕える嬢倭比売命を通じて与えられた剣であって、『古事記』が上巻で須佐之男命が八咫のをろちから得て天照大御神に献上し天孫降臨時に鏡とともに下されたという由緒を語るものである以上、真に問われなければならないのは、倭建命が「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」と歌うことが王権の書である『古事記』の中で如何なる機能を担うのかということであると考える。

橘守部は「嗚呼彼ノ神剣を、強でも身に副来ましかば、伊服岐山ノ神ノ毒をも稟べからず、又如此る病にも罹らざらましを、あはれ其ノ大刀者也と歎かせ給ふなり。」と述べ、草那芸剣を身につけて

いなかったことが伊服岐能山の神に敗北した原因でありその大刀を  
思つて嘆いたとする説を示した。この考えは近代以降も太田水穂<sup>⑧</sup>、  
土橋寛<sup>⑨</sup>、倉野憲司等<sup>⑩</sup>によつて受け継がれている。中でも次田真幸は  
「草那芸剣をミヤズヒメのもとに留めて、伊吹山の神を討ちに出か  
けて後のヤマトタケルノ命は、神の祟りをうけて病となり、病身を  
引きずりながら遍歴の旅を続けるあわれな英雄の末路をたどるので  
ある。ここには、草那芸剣によつて、命<sup>みこと</sup>の生命が守られていたと  
する思想、ひいては伊勢神宮の加護のもとに、命<sup>みこと</sup>が英雄としての  
花々しい活躍をなしたとげたとする思想が、強く表われている。

『嬢子の 床の辺に 我が置きし つるぎの大刀』の歌は、草那芸  
剣に対する愛着の心と、それをミヤズヒメのもとに置いて来たこと  
に対する痛恨の情を伝える歌として、効果をあげている。<sup>⑪</sup>と述べ、  
草那芸剣を身につけることが伊勢神宮の加護につながることを示し  
ている。

草那芸剣を身から離れたことにより倭建命は敗北した、あるいは  
草那芸剣を身から離れたことにより伊勢大御神の宮の加護を失つて  
敗北したというこのような捉え方は『古事記』の正確な読みと言え  
るであらうか。

相武国で国造に欺かれて、倭建命のいる沼の周りの野に火を著け  
られた場面で『古事記』は、

『古事記』三三三番歌「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」考

姨倭比売命の給へる囊の口を解き開けて見れば、火打、其  
の裏に有り。是に、先づ其の御刀を以て草を刈り撥ひ、其の火  
打を以て火を打ち出して、向ひ火を著けて焼き退け、還り出で  
て、

と記しており、この「囊」や「御刀」が「伊勢大御神の宮」で倭比  
売命から与えられたものである以上、倭建命は伊勢大御神の宮の加  
護を得て勝利したことは明らかである。

しかし、伊服岐能山の神との戦いで敗北した原因は、草那芸剣を  
身から離れたこと、すなわち伊勢大御神の宮の加護を失つたことと  
『古事記』は本当に語っているのだろうか。

確かに、『古事記』は、

ア、其の御刀の草那芸剣を以て、其の美夜受比売の許に置きて、  
伊服岐能山の神を取りに幸行しき。

という記述の後に、

イ、(伊服岐能山の神が)大水雨を零して、倭建命を打ち或は  
しき。

と記している。しかし、アとイの間に、本稿冒頭に掲げた『古事  
記』本文の傍線A(「是に、詔はく……騰り坐しき。」)の記事があ  
り、イの後には、同傍線Bの割注(「此の白き猪と化れるは……惑  
はさえず」)があることを見逃してはならない。

『古事記』は倭建命が伊服岐能山の神に敗北した理由を、割注で「言挙げせしに因りて」と明示しているのである。

東征に際して伊勢大御神の宮で倭比売命から御刀を与えられ幾度かの危うい場面を切り抜けてきた倭建命が、その御刀を身から離れた直後に敗北を喫しているという物語の展開からすれば、倭建命は草那芸剣を身から離れたことにより伊勢大御神の宮の加護を失って敗北した、という読みが導かれるのは自然である。しかし、この割注はそのような読みを防ぐためにここに置かれているのである。割注がなければそのように読まれてしまうからこそこの割注が存在する。『古事記』はその序文で「辞ことばの理すぢの見えみ巨おほきは、注しよを以て明し」と述べていることを思い起こすべきであろう。つまり『古事記』は倭建命の敗北の原因を、倭建命が山の辺で牛のような大きさの白い猪に逢い、「是の白き猪と化れるは、其の神の使者ぞ。今殺さずとも、還らむ時に殺さむ」と言挙げしたことであると明示しているのである。『古事記』の中に明文を以て倭建命敗北の原因が示されている以上、それ以外の原因を「読む」ことには慎重であるべきであろう。そしてこの「言挙げ」には、当然のことながら倭建命が発した「茲の山の神は、徒手に直に取らむ」という言葉は含まれない。

このように、『古事記』が明確に倭建命敗北の原因を「是の白き

猪と化れるは、其の神の使者ぞ。今殺さずとも、還らむ時に殺さむ」と言挙げしたことであると記している以上、当該歌の表現「その大刀はや」に、自分を守ってくれたあの大刀よ、あの大刀さえあれば勝てたのに、という心情を読むことは歌謡物語中の歌の読みとして正確ではない。「その大刀はや」で表現される心情の根底に「御刀の草那芸剣を以て、其の美夜受比売の許に置いて、伊服岐能山の神を取りに幸行し」たことに対する後悔を想定することはテキストに沿った読みとは言えない。

#### 四、モチーフと表現の検討

「その大刀はや」に込められた心情が草那芸剣を持たずに伊服岐能山の神と戦って敗北したことに対する後悔の念ではないとすれば、当該歌は『古事記』の中でどのような意味を持ちどのような機能を有していると考えられるか。歌の表現に即して考察を進める。

a、嬢子の床の辺に剣を置くことについて

まず、嬢子の床の辺に剣を置く、というモチーフについて検証したい。

西郷信綱は『をとめの、床のべ』におかれた剣には、神話的類型がある。ある乙女、しかじかの矢をもち来って床のべにおくと、たちまちうるわしい男となり、ちぎって御子を生んだというセヤタ

タラヒメや賀茂の玉依姫の話がすなわちそれである。姿において似る劍が矢にとって代っても、同じである。」と指摘した。西郷がここにいう「神話的類型」とは居駒永幸も指摘するように、「いわゆる丹塗矢型説話のこと」<sup>15)</sup>である。

居駒永幸は「『嬢子の床の辺に我が置きし』はこのような神婚説話の類型表現と重なっているのであり、E（当該歌のこと。以下同じ。―藤原注―）が大刀をモチーフとする丹塗矢型説話という叙事表現によって成り立っていることは十分考えられる。つまり、神が嬢子のもとに通うという神婚幻想に支えられているということである。Eの歌ではこの神婚の叙事において、嬢子への思慕という愛情が表出されることになる。」<sup>16)</sup>、寺田恵子は「セヤダタラヒメやアカルヒメをヲトメと呼んでいた。『床の辺』と合わせて考えると、この歌の背後には明らかなる神婚伝承の影が認められるのである。この歌は神婚伝承を踏まえて作られたとも言い得よう。」<sup>17)</sup>とそれぞれ述べ、当該歌を丹塗矢型の神話的類型の範疇で分析する。

確かに「嬢子の床の辺に神などが訪れる」というモチーフと、当該歌の「嬢子の床の辺に大刀を置く」という表現は同一類型としてとらえられそうである。しかし、「嬢子の床の辺」という同一の表現があっても、その表現が置かれた場面はそれぞれ異なるはずである。このことについての分析を経ることなく、「嬢子の床の辺」と

『古事記』三三番歌「我が置きし 劍の大刀 その大刀はや」考

いう表現の存在を以て、同一の「神話的類型」（男性が女性のもとに通い子をなすという類型）で解釈してしまうと、当該歌の機能を見失ってしまうことになる。また、宮岡薫が言うように「物語の言語表現と歌の言語表現の位相」<sup>18)</sup>の違いに着目することも忘れてはならない。独立歌謡としてではなく、『古事記』の物語に組み込まれた歌の機能を考える以上、当該歌における「嬢子の 床の辺に 我が置きし 劍の大刀」は、地の文「故爾くして、御合して、其の御刀の草那芸劍を以て、其の美夜受比売の許に置きて、伊服岐能山の神を取りに幸行しき。」との呼応のもとに読まれねばならない。つまり、『古事記』の中で当該歌は倭建命が「御合」した後に「御刀の草那芸劍」を「美夜受比売の許に置」いたということを解釈の前提とするのであり、「劍の大刀」が嬢子に通うものとして歌われているという解釈はなりたたない。少なくとも『古事記』中の歌謡としての当該歌は丹塗矢型の神話的類型という枠内で理解してはならない。

それでは、当該歌にいう「劍の大刀」は何を意味し、「その大刀はや」と歌うことは何を意味するのか。

b、「劍の大刀」について

当該歌の「劍の大刀【都流岐能多知】」が草那芸劍を指すことに諸説異同はない。ただ、「劍の大刀【都流岐能多知】」という表現に

『古事記』三三番歌「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」考

ついでには『倭名類聚抄』に「刀（中略）似劍而一刃曰刀（中略）大刀「和名太知」、小刀「加大奈」、劍（中略）似刀而兩刃曰劍」、「属鏃（中略）文選読「豆流岐」<sup>19</sup>と見えることから、劍は兩刃で読みはツルギ、刀は片刃で読みはタチという区別が存在すると考えられることとの矛盾が指摘されることがある。<sup>20</sup>「劍の大刀」を「ツムガリ（之太刀）」<sup>21</sup>、「吊り佩きの太刀」<sup>22</sup>とする考えも提示されている。しかし、須佐之男命が八俣のをろちの尾から得た劍は【都牟牟羽之大刀】であり、【都牟刈】は渡会延佳『鼈頭古事記』に見える用字にすぎないため、「ツムガリ（之太刀）」説は立脚点に欠陥があると言わざるを得ず、「ツリハキ」が「ツルギ」に転ずる根拠も乏しいため「吊り佩きの太刀」説も同様に支持できない。『万葉集』に「ツルギタチ」という例が多いことから刀劍類の総称と理解することもできるが、当該歌の表現は「ツルギノタチ」であり、『万葉集』の「ツルギタチ」とは違う。このことについては夙に倉野憲司も「都流芸多知（劍大刀・剣刀）の用例は万葉に多いが、これは刀劍類の総称であつて、このツルギノタチとは異なる。」と指摘している。倉野は続けて「ここは劍の意であつて、タチは刀劍類の総称として添へた語である。『琵琶の御琴』・『箏の御琴』等が参考となる。この場合『御琴』は絃楽器の総称である。」と述べているが、私は別の見解を持つ。

先述の通り「ツルギタチ」の用例は『万葉集』に多いが、「ツルギノタチ」は皆無である。「ツルギノタチ」という表現は上代文献において管見の限り当該歌のものが唯一の例である。『古事記』が当該歌において草那芸劍を指すのに「ツルギノタチ」という特殊な表現を用いたのはなぜか。それは当該歌以前の『古事記』中の草那芸劍の表記を見れば明らかである。

ウ、速須佐之男命、其の御佩かしせる十拳の劍を抜き、其の蛇を切り散ししかば、肥河、血に変わりて流れき。故、其の中の尾を切りし時に、御刀の刃、毀れき。爾くして、怪しと思ひ、御刀の前を以て刺し割きて見れば、つむ羽の大刀在り。故、此の大刀を取り、異しき物と思ひて、天照大御神に白し上げき。是は、草那芸之大刀【草那芸之大刀】ぞ。

〔神代記〕八俣のをろち条

エ、爾くして、天兒屋命・布刀玉命・天宇受売命・伊斯許理度完命・玉祖命、并せて五りの伴緒を支加へて天降しき。是に、其のをさし八尺の勾璣・鏡と草那芸劍【草那芸劍】と、亦、常世思金神・手力男神・天石門別神を副へ賜ひて、（後略）

〔神代記〕天孫降臨条

ウは須佐之男命が八俣のをろちの尾から得た大刀を天照大御神に献上する場面であるが、ここでは【草那芸之大刀】という表記が、

エは天孫降臨の場面であるが、ここでは【草那芸劍】という表記がそれぞれ用いられている。つまり、当該歌の「劍の大刀」【都流岐能多知】という表現は、ウの草那芸之大刀、エの草那芸劍の両表現を受けた表現であり、倭建命によって「その大刀はや」と歌われる大刀が、紛れもなく須佐之男命が八俣のをろちから得て天照大御神に献上した大刀であり、それはとりもなおさず天孫降臨時に鏡とともに降された劍であることを明示する機能をもつ。当該歌の「劍の大刀」という表現は、倭建命が嬢子の床の辺に置いた刀劍が、かつて天照大御神に献上され天孫と共に天降された刀劍であるということを保証するのである。

c、「我が置きし」について

「我が置きし」は文字通り「私（つまり倭建命）が置いた」ということであるが、「私（つまり倭建命）が忘れた」ということではない。

『古事記』には、

オ、其の御刀の草那芸劍を以て、其の美夜受比売の許に置きて【置其美夜受比売之許】、伊服岐能山の神を取りに幸行しき。

という地の文と、

嬢子の 床の辺に 我が置きし【涙岐斯】 劍の大刀 その大刀はや

『古事記』三三三番歌「我が置きし 劍の大刀 その大刀はや」考

という当該歌の間に、

カ、尾津前の一つ松の許に到り坐すに、先に御食せし時に、其地に忘れたる【所忘其地】御刀、失せずして猶有り。

というもう一振の御刀の話があり、当該歌で詠まれた「我が置きし劍の大刀」は地の文オの「美夜受比売の許に置きて」と呼応し、明らかに地の文カの「其地に忘れたる」と対照をなしている。つまり、『古事記』は「忘れた」御刀との対照において当該歌の御刀はあくまで倭建命が忘れたものではなく「置いた」ものであることを明確に示しているのである。

では、なぜ倭建命が美夜受比売の許に御刀の草那芸劍を置いたのか。

それは、草那芸劍が（伊勢大御神の宮で倭比売命を通して）倭建命の東征のために与えられた御刀だったからである。『古事記』は草那芸劍下賜の後に、

故、尾張国に到りて、尾張国造が祖、美夜受比売の家に入り坐しき。乃ち婚はむと思へども、亦、還り上らむ時に、婚はむと思ひて、期り定めて、東の国に幸して、悉く山河の荒ぶる神と伏はぬ人等とを言向け和し平げき。

と記す。

倭建命は御刀を賜った後、美夜受比売の家で「還り上らむ時に

【還上之時】、婚はむ」と「期り定めて」から「東の国に幸」し、「悉く山河の荒ぶる神と伏はぬ人等とを言向け和し平げ」ている。

つまり、いわゆる東征は倭建命が倭で景行天皇から命を受けた時点で始まるわけではなく、伊勢の大御神の宮を経て尾張に赴き美夜受比売の家で結婚の約束をし、東の国に出発したところから始まるのである。更に『古事記』は東国での戦いを経、「科野国に越えて、乃ち科野之坂神を言向け」た後の倭建命を、「尾張国に還り来て【還来尾張国】、先の日に期れる美夜受比売の許に入り坐しき。」と記す。尾張国は東征から「還り来」るところなのである。そして「還り上らむ時に、婚はむ」と約束した美夜受比売と「御合」をする。この時点で「東の方の十二の道の悪しき人等を平げ」るいわゆる東征は完了しているため、倭建命は東征のために倭比売命から与えられた御刀である草那芸剣を「置く」のである。

倭建命が「伊服岐能山の神を取りに幸行し」たのは「御刀の草那芸剣を以て、其の美夜受比売の許に置」いた後の行動であって、東征とは別の戦いである。従って、倭建命が東征のための剣である草那芸剣を帯びていないのは当然であり、「徒手に直に取らむ」という言葉は草那芸剣を帯びていないことを後になって悔やむという前提で読むべきではない。

このように、東征を終えた倭建命は美夜受比売との御合を果たし、

自ら御刀の草那芸剣を美夜受比売の許に置くのである。繰り返すが、忘れたのではない。このことは何を意味するか。

橘守部は「そもく此ノ草薙ノ神劍は三種ノ神宝の一ツに坐て、上なき朝廷の天ツ璽なりければ、初メ倭姫ノ命の心以て、私に皇子に授け給ふべきにあらず。皇子も又、私に嬢女ノ許に、置給ふべきニ非ず。皆是神劍の御心として然りし事」と述べているが、「神劍の御心」かどうかは措くとして「私に皇子に授け給ふ」べきものでも「私に嬢女ノ許に、置給ふ」べきものでもなく、皇統の神器として公に草那芸剣の奉祭地や奉祭氏族の移動が語られねばならなかったのである。

草那芸剣が倭比売命から倭建命に渡されて尾張の地に運ばれ、美夜受比売の許に置かれたことには、(単に草那芸剣が倭建命の東征によって物理的に移動したというのではなく)王権祭祀上重要な意味がある。天孫降臨と共にもたらされた草那芸剣は、倭比売命が奉祭する伊勢大御神の宮から東の方の十二の道を平定した倭建命によって尾張国へと運ばれ、東国の入り口であるその地に鎮まることになる。その草那芸剣が託されたのはとりもなおさず尾張国造が祖、美夜受比売である。尾張氏は、『新撰姓氏録』に、「尾張宿禰 火明命廿世孫阿曾禰連之後也。」(左京神別下)、「尾張連 火明命五世孫武礪目命之後也。」(右京神別下)と見えるように、火明命の後裔と



される氏族で、遠祖火明命（『古事記』は【天火明命】に作る）は天孫日子番能邇々芸命の兄（神代記）である。

## 五、結論——当該歌の機能——

『書紀』景行五十一年八月とは異なり、『記』は、熱田に草なぎの剣を祭る由来を語ろうとしているのではない。」という『新編日本古典文学全集1 古事記』の指摘もあるが、果たしてそう言い切れるであろうか。『古事記』に熱田社の記述はないにしても、『古事記』編纂段階で草那芸剣が熱田社にあったことは『日本書紀』の次の記述から確実である。

戊寅に、天皇の病を卜ふに、草薙剣に崇れり。即日、尾張国の熱田社に送り置く。

（『天武紀』朱鳥元年六月十日条）

またこの記事以前に、

沙門道行、草薙剣を盗み、新羅に逃げ向く。而して中路に風雨にあひて、芒迷ひて帰る。（『天智紀』七年是歳条）

と見える。

道行はどこから草薙剣を盗んだかが記されていないため、草那芸剣が天智七（六六八）年以前に朝廷にあったのか熱田社にあったのかは説が分かれるところであるが、少なくとも朱鳥元（六八六）年

『古事記』三三番歌「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」考

以降は熱田社に奉祭されていることが確実である。

『古事記』そのものに熱田社、あるいは熱田社に草那芸剣があるという記事がなくとも、熱田社に草那芸剣が奉祭されていることは『古事記』編纂段階の朝廷では自明のことであり、王権祭祀の上からも重要な事項であったことは間違いない。

『古事記』は、須佐之男命が八俣のをろちから得て天照大御神に献上した大刀であり天孫降臨時に鏡とともに降された剣である草那芸剣が、紛れもなく伊勢大御神の宮の倭比売命から託された倭建命の手によってその奉祭氏族である尾張氏（火明命の後裔）の祖にもたらされたことを明らかにする必要がある。そしてそれは尾張の熱田社に草那芸剣が奉祭されていることの神話的保障となるのである。先述の通り『古事記』に草那芸剣が熱田社に奉祭されているという記事はない。しかし、このことを以て、草那芸剣を奉祭するという王権祭祀上重要な役割を担っていた熱田社を『古事記』編纂者が想定していなかったと考えるのはかえって不自然である。『古事記』は編纂当時の王権祭祀と切り離して（つまりテキスト内に限定して）読まれることを想定して編まれた書物であるとは考えられないからである。

倭建命が美夜受比売の許にある剣を、「我が置きし 剣の大刀」であるとその絶唱に於いて宣言することによって、『古事記』は熱

田社の草那芸剣の強力な神話的裏付けを付与することになる。

東征を果たした倭建命は草那芸剣を美夜受比売の許に置いたあと、伊服岐能山の神に敗北し瀕死の状態で故郷を思ふ歌（『古事記』三〇～三三番歌）を歌う。能煩野から目の前の鈴鹿山脈の向こうには故郷がある。「もはやたどり着き得ないその故郷の」我家の方よ雲居立ち来も」（三二番歌）と歌って絶命することが文芸的には自然に思われる。しかし『古事記』は故郷を思ふ感情を表出を以て倭建命が絶命することを許さない。倭建命は最期に「尾張氏の女の床の辺に私が置いたのは剣の大刀」（つまり、天孫降臨時に鏡とともに降された剣であって、須佐之男命が八俣のをろちから得て天照大御神に献上した大刀）である。ああその大刀よ」と宣言することが求められるのである。

当該歌に嬢子への思慕の文言は見えない。また先に考察したように、剣を帯びずに伊服岐能山の神と戦ったことへの悔恨を歌っているのではない。あくまで嬢子の床の辺に自らが草那芸剣を置いたこと、そしてその大刀を詠んでいるのである。命が絶えるその瞬間まで倭建命がなさねばならなかったこと、それは尾張国で奉祭されることになる草那芸剣は美夜受比売の許に自らがもたらした剣であり、それは紛れもなく天孫降臨時に鏡とともに降された剣であって、須佐之男命が八俣のをろちから得て天照大御神に献上した大刀である

ことの宣言である。『古事記』における当該歌の機能は、尾張に存することになる草那芸剣の来歴の正統性と尾張氏による奉祭の神話的保障である。

尾張に奉祭されることになる草那芸剣を「我が置きし 剣の大刀」であると歌で宣言することにより倭建命はその使命を果たし、「歌ひ竟りて、即ち崩【歌竟即崩】」るのである。

注

- ① 契沖『厚顔抄 下』一六九一年（校訂者代表久松潜一『契沖全集 第七卷』一九七四年 岩波書店 五六七頁）、本居宣長『古事記伝 二十八之卷』一七九八年（担当編者大野晋『本居宣長全集 第十一卷』一九六九年（一九八九年初版第五刷使用） 筑摩書房 二八八頁）、次田潤『古事記新講』一九二四年（一九二九年増訂第一版使用） 明治書院 四〇八頁、中島悦次『古事記評釈』一九三〇年 山海堂出版部 三四九頁、武田祐吉『記紀歌謡集全講』一九五六年 明治書院 九七頁、荻原浅男・鴻巣華雄『日本古典文学全集 1 古事記 上代歌謡』一九七三年（一九九二年第三版使用） 小学館 二二七、二二八頁（当該部分 荻原浅男）
- ② 賀茂真淵『古事記和歌略註』一七六六年（賀茂百樹再校訂『賀茂真淵全集 第十卷』一九三〇年 吉川弘文館 一二六頁）
- ③ 尾崎暢殊『古事記全講』一九六六年 加藤中道館 四四六頁
- ④ 高木市之助『日本古典選 上代歌謡集』一九六七年（一九七七年新装初版使用） 朝日新聞社 一〇二頁
- ⑤ 山路平四郎『記紀歌謡評釈』一九七三年 東京堂出版 八二頁

⑥ 辰巳正明監修『古事記歌謡注釈』 歌謡の理論から読み解く古代歌謡の全貌 二〇一四年 新典社 一六六頁(本書の著者は大谷歩、大塚千紗子、小野諒巳、加藤千絵美、神宮咲希、鈴木通代、高橋俊之、室屋幸恵、森淳であるが、執筆分担は明示されていない)。論証がともなえば『古事記』神話の生成という視点からは興味深い注釈である。ただ、『古事記』は当該歌の表現として(大刀を)「忘れし」ではなく「置きし」(涙岐斯)としており、地の文でも「置き」【置】て」となっているにもかかわらず、当該注釈は「妻問いした女性のもとに大刀を忘れてきた」(傍線は藤原による)としており、疑問が残る。

⑦ 橘守部「稜威言別 卷三三」十九世紀前半 『新訂増補橘守部全集 第三』 一九六七年 東京美術 一一三頁

⑧ 太田水穂『紀記歌集講義』一九二六年 共立社 六三頁

⑨ 土橋寛『古代歌謡全注釈 古事記編』一九七二年(一九七九年第五版使用) 角川書店 一四六頁

⑩ 倉野憲司『古事記全註釈 第六卷中巻篇(下)』一九七九年 三省堂 二一〇、二一一頁

⑪ 次田真幸『講談社学術文庫 古事記(中)』一九八〇年 講談社 一六六頁

⑫ 『尾張国熱田太神宮縁記』にも「高言」(西尾市立図書館(岩瀬文庫)蔵『熱田寛平記』は「高言」に作る——新日本古典籍総合データベース画像による——)とあるが、それが敗北の原因だという記述はない。同書は敗因を明確に「日本武尊氣吹山ニ於テ 病 ヲハ受ケ玉フ、神劔ヲ身ヲ放チ玉フ所以也」と記す。『古事記』が敗因を「言挙せしに因りて」と明記しているのとは対照的である。『尾張国熱田太神宮縁記』の引用は、熱田神宮宮序編『熱田神宮史料 縁起由緒編』二〇〇二年 熱田神宮宮序 に基づき藤原の書き下し。

『古事記』三三番歌「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」考

⑬ また、「月経時の『御合』には遭難と関係するものの何物かが意味されているように思える。」と山路平四郎が「古事記の『倭建命物語』の構成をその歌謡とおして考える」(『国文学研究』一三輯 一九五六年三月 所収)で指摘するように、月経中の女性と交わるといふ禁忌侵犯に敗北の原因を求める考え方もあるが、これも同様の理由で『古事記』が想定する倭建命敗北の原因とは考えられない。

⑭ 西郷信綱『古事記研究』一九七三年(一九八九年第九刷使用) 未来社 二七三頁

⑮ 居駒永幸「ヤマトタケルの死と歌の機能」(同『古代の歌と叙事文芸史』二〇〇三年 笠間書院 所収。初出は『万葉研究』第一〇号 一九八九年一〇月 所収。原題「古事記における物語とうたの構造——倭建命薨去の物語とそのうたを通して——」)

⑯ 居駒永幸 同右

⑰ 寺田恵子「床の辺の剣——ヤマトタケルの臨終の歌——」(『湘南文学』第九号 一九九六年一月 所収)

⑱ 宮岡薫「ヤマトタケル伝承の歌物語的方法——『嬢子の床の辺に』歌を中心に——」(同『古代歌謡の構造』一九八七年 新典社 所収。初出は『伝承文学研究』第一九号 一九七六年六月 所収。原題「ヤマトタケル伝承の歌物語的方法——『嬢子の床の辺に』を中心に——」)

⑲ 『倭名類聚抄』元和古活字那波道円本(京大文学部国語学国文学研究室 代表安田章『諸本集成倭名類聚抄(本文篇)』一九六八年(一九八七年再版第五刷使用) 臨川書店 七〇五、七〇六頁)

⑳ 西郷信綱『古事記注釈 第三巻』一九八八年 平凡社 三六一頁

㉑ 内山真龍『古事記謡歌註』一八二二年前後か(高野辰之編『日本歌謡集成 第一巻』一九四二年 東京堂 二一一頁)

㉒ 土橋寛『古代歌謡集』一九五七年(一九八三年第二七刷使用) 岩波

『古事記』三三番歌「我が置きし 剣の大刀 その大刀はや」考

一一一

書店 五八頁。同 注⑨掲示書(一四五頁)は「吊佩きの大刀」とする。

⑲ 高木市之助 前掲書(同頁)は「吊り佩きの刀」とする。

⑳ 西宮一民『古事記 修訂版』二〇〇〇年(二〇〇六年第五刷使用)

おうふう 四九頁による。

㉑ 倉野憲司 前掲書 二一〇頁

㉒ 倉野憲司 同書 同頁

㉓ 橘守部 前掲書 一二四頁

㉔ 相模国では「草を刈り撥」い、倭建命が難を逃れるというまさに草那

芸剣という名に意味を与える働きさえ加わっている。

㉕ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 本文篇』一九六二年(一九八一年第六

版使用) 吉川弘文館 一二二頁

㉖ 同 一二三頁

㉗ 二二二頁頭注

### (凡例)

漢字は引用であると否とを問わず原則として現在通行の字体を用いた。

校訂本文(原文)の表記は「」で括って記した。その際使用テキスト

に施された調点は省略した。「」内の傍線は藤原による。割注、小字

は「」で括って大字で記した。文献の引用や参照に際して初版(初

刷)本以外を用いた場合は、当該版(刷)の発行年、版(刷)を初版

(初刷)の発行年の後に( )で括って記した。「大刀」、「太刀」の表記

は使用テキスト、引用文献のままとし、統一はしていない。客観的な記

述を担保するため、研究者名の敬称は省いた。失礼の段、ご寛恕賜りた

い。

(使用テキスト) 注に明示したものは除く。

『古事記』

神野志隆光・山口佳紀『新編日本古典文学全集1 古事記』一九九七年

(二〇〇一年第一版第四刷使用) 小学館

『日本書紀』

小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守『新編日本古典文

学全集4 日本書紀③』一九九八年(二〇〇三年第一版第四刷使用)小

学館